

在日フランス大使館

〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44

VISA VACANCES-TRAVAIL 2009 2009年度 ワーキング ホリデー ビザ (平成21年1月～12月出発分)

フランス共和国政府と日本政府の間で1999年1月8日パリにて締結された
ワーキングホリデー・ビザに関する協定

ワーキングホリデー・ビザとは、フランスと日本の若者たちが、休暇を利用して、双方の国の文化や生活習慣に触れる良い機会を与えるためのものであり、また滞在費用を補うために就労を許可するものである。

1. 認可を受ける為の条件

注・以下の書類項目は、認可が出た時点でお持ちいただくものです。

- －申請時において満18才以上30才以下であること。
- －フランスに休暇としての渡航予定者であり、なおかつ仕事に就く意志のある者。
- －行き航空券の所持者で、一年間有効のオープンチケット、もしくは帰りの航空券を買えるだけのお金の証明書を持っている者。
- －所持金が2300ユーロ以上である証明書（トラベラーズチェック購入証明書、郵便貯金残高証明書、銀行残高証明書）を持っている者。
- －健康である者。
- －以前にフランスへワーキングホリデービザを取得していない者。
- －子供同伴でないこと。

2. ワーキングホリデービザの特徴

- －ワーキングホリデービザの有効期限は、フランス領土内に入国する日から1年である。また入国する日は、ビザ申請時に明確でなくてはならない。
- －このビザは、ヨーロッパ内に存在する、フランスの各県においてのみ有効である。
- －ワーキングホリデービザを所持する者は、滞在中にその滞在期間の延長や身分の変更は受けられない。

応募者への重要なお知らせ

申請手続きは無料であり、審査のためのお金は一切かかりません。
必ずしもフランス語に訳す必要はありません。

ただしフランス語を習得することは、フランスに馴染むためにもコミュニケーションを取る上でも仕事探しにも役立つと思われます。出発前に語学力を高めておきたいとお考えの方は以下のような学校がありますのでご参考下さい。

	電話番号
東京日仏学院	(03)-5206-2500
横浜日仏学院	(045)-201-1514
関西日仏学院	(075)-761-2105
九州日仏学院	(092)-712-0904
大阪日仏センター アリانس・フランセーズ	(06)-6358-7391
アリانس・フランセーズ愛知フランス協会	(052)-781-2822
札幌アリانس・フランセーズ	(011)-261-2771
アリانس・フランセーズ仙台	(022)-225-1475

フィリップ・マルタン
領事